

各提言の論点別比較表

		本行提示案	日本貿易会の提言 (8月16日)	日本プラント協会、エンジニアリング 振興協会、日本機械輸出組合の提言 (8月28日)	メコンウォッチ、FoE Japan 等 15 団体、11 個人の提言 (8月30日)
					インスペクションパネル オンブズパーソン
目的		<ul style="list-style-type: none"> 本行によるガイドラインの遵守を確保するため、ガイドラインの遵守・不遵守にかかる事実を調査し、結果を総裁に報告すること。 環境・社会問題にかかる紛争に関して、その迅速な解決のため、当事者（申立人およびプロジェクト実施主体）間の対話を促進すること。 	<p>企業の紛争解決に向けた努力を尊重しながら、新環境ガイドラインの遵守・不遵守を確認し、紛争解決に向けた当事者間の対話を促進すること。</p>	<p>ガイドラインの遵守・不遵守の判断。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 環境社会影響とガイドライン不遵守の因果関係の調査 環境社会影響に関わる問題の解決 JBIC の政策の改善への貢献 JBIC のアカウンタビリティの向上
基本原則		<ul style="list-style-type: none"> 中立性 効率性 迅速性 透明性 補完性 濫用防止 	<ul style="list-style-type: none"> 専門性、迅速性 Equal Footing 原則 補完的 中立性 国民負担の最小化 濫用回避 	<ul style="list-style-type: none"> Equal Footing 配慮 客観的中立的判断の確保 相手国主権の尊重 情報公開における企業秘密配慮 費用負担及び経済性確保 	<ul style="list-style-type: none"> 公平性 合理性 効率性 以上を確保するための独立性、透明性、応答性
			<ul style="list-style-type: none"> 国際協力銀行の行う国際金融等業務は、我が国の民間企業が主体的に実施する事業に純粋に金融機関として投融資を行うものであり、政府間の合意に基づき行われ、相手国政府が主体となっていく行われる ODA とは異なるものである。 国際金融等業務と海外経済協力業務に関して別個の異議申立手続を制定すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 異議申立の運用について、国際金融等業務の場合、民間企業活動の根幹である企業秘密及び市場競争への配慮が前提となってくることから、海外経済協力業務とは別個になされることが適切。 	
環境担当審査役	位置付け	投融資担当部門から独立した総裁直属の機関	投融資部門から独立した総裁直属の部署	JBIC 内部に異議申立の受付窓口を設置する等の現存する内部処理態勢の整備で対応することで十分と考えられ、この観点から過大な組織とならないよう配慮を要望。	投融資部門や審査部門から独立した総裁直属の機関

		本行提示案	日本貿易会の提言 (8月16日)	日本プラント協会、エンジニアリング 振興協会、日本機械輸出組合の提言 (8月28日)	メコンウォッチ、FoE Japan 等 15 団体、11 個人の提言 (8月30日)	
					インスペクションパネル オンブズパーソン	
役割		<ul style="list-style-type: none"> 環境・社会問題にかかる紛争につき、現地住民からの異議申立を受け付け、本行によるガイドラインの遵守・不遵守にかかる事実を調査する。 上記調査のため、当該プロジェクトの決定にかかわった投融資担当部署に対してヒアリングを行う。 上記の異議申立を受け付け、その処理に向けた現地住民、プロジェクト実施主体その他関係者間の対話の促進を行う。 案件処理後、報告書を総裁に提出する。 	ガイドライン遵守の事実にかかる調査と当事者間の対話の促進。		<ul style="list-style-type: none"> 異議申立に基づく環境社会影響とガイドライン不遵守の因果関係の調査。 不遵守の場合の対応策を含む調査報告の総裁への提出。 	<ul style="list-style-type: none"> 異議申立に基づく環境社会影響の確認。 JBIC による問題解決の促進及び問題解決に向けた調停のファシリテーション。 定期的な総裁への報告。
権限		<ul style="list-style-type: none"> 環境担当審査役は、遵守にかかる事実を調査するため、投融資担当部署に対してヒアリングを行うことができる。 環境担当審査役は、現地住民およびプロジェクト実施主体間の対話の促進のため、対話を仲介することができる他、個別にヒアリングを行うことができる。 			<p>JBIC 所有文書へのアクセス、JBIC に対する独立した調査権、関係企業及び相手国政府所有文書の提出依頼、相手方の合意に基づく現地調査、融資の停止や中止の意見具申と意見の公開（融資契約に盛り込む）。</p>	
要件		人格が高潔で社会的信望が厚い人物	企業の声と地域住民の声をバランス良く聞くことができ、国際金融等業務の手續に精通した人材		公正さ、調査能力、コミュニケーション能力を備えた人物。JBIC 職員の場合は退職後 2 年間は資格なし。退任後 5 年間は JBIC に直接関わる業務（契約職員やコンサルタント業務を含む）に就けない。	
申立	申立人要件	当該プロジェクトにより現実の直接的な被害を受けた当該国の 2 人以上の親族でない住民。	手續の濫用を防ぐため、「プロジェクトにより影響を受ける住民」に限定されるべき。	政治的目的・競争目的等で異議申立が濫用されないことがないよう、「対象事業により負の影響を受けている地域住民を代表するもの」に限定される。	JBIC のプロジェクトによって環境社会影響を受ける（可能性がある）人、もしくはその代理人。	

		本行提示案	日本貿易会の提言 (8月16日)	日本プラント協会、エンジニアリング 振興協会、日本機械輸出組合の提言 (8月28日)	メコンウォッチ、FoE Japan 等 15 団体、11 個人の提言 (8月30日)	インスペクションパネル	オンブズパーソン
期間		融資契約調印後、貸出が終了するまで。	融資契約締結後貸付実行終了まで。 仮に住民から環境影響に関する懸念が示された場合には、融資契約締結前は投融資部門の通常の審査プロセスの中で処理され、貸付実行終了後は通常のモニタリングのプロセスで処理されるべき。	融資契約締結後貸付実行完了まで。	環境社会配慮確認が始まってから融資返済終了まで。		
申立書の内容		<ul style="list-style-type: none"> ・ 申立人の氏名、住所、連絡先 ・ 異議を申し立てる対象の案件 ・ 申立人に対して生じた具体的被害 ・ ガイドライン違反の条項及び違反の事実 ・ ガイドライン違反と具体的被害の因果関係 ・ プロジェクト実施主体・本行投融資担当部署との協議の事実 ・ 情報公開への同意 ・ 記載事項の真実性にかかる宣誓 			申立者に関する情報 匿名を希望するかどうか プロジェクト名と事業主体者名 環境社会影響に関する具体的な記述と根拠 これまでの対応や JBIC との連絡状況		
					指摘した環境社会影響と JBIC の環境社会配慮ガイドライン不遵守の関係 その根拠となる文書などの資料（もしあれば）	期待する解決策 指摘した環境社会影響と JBIC の環境社会配慮ガイドライン不遵守の関係（任意） その根拠となる文書などの資料（もしあれば任意）	
申立方法		文書による申立。日本語又は英語。			<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書。郵便、ファックス、電子メール、手渡し等。在外事務所も可。 ・ すべての言語。日英以外は翻訳に時間を要す。 		
受付確認		受理の事実については、原則として受領後 5 営業日以内に、申立人に書面で連絡。			受領後、速やかに申立者に確認通知。申立書は必ず委員が開封しなければならない。		
プロセス	受理および通知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申立書受理、申立人への通知 環境担当審査役は、申立書に申立人の氏名および連絡先が記載されている限り、申立書を受領後、原則として 5 営業日以内に、受理の通知を行う。			審査：申立者の適格要件、申立の内容が形式的に満たされているかどうか。 審査日数：受付から 5 業務日 追加情報：必要ならば追加情報を申立者に請求。審査を最大 15 業務日延長可。 受理通知：審査後速やかに受理・不受理を決定し、総裁と申立者に通知。 不受理：形式要件を満たさず追加情報提供しない場合等。申立者に文書で通知。反論を文書で提出可。		

	本行提示案	日本貿易会の提言 (8月16日)	日本プラント協会、エンジニアリング 振興協会、日本機械輸出組合の提言 (8月28日)	メコンウォッチ、FoE Japan 等 15 団体、11 個人の提言 (8月30日)	
				インスペクションパネル	オンブズパーソン
予備調査、手 続開始決定	<ul style="list-style-type: none"> 予備調査、手続開始決定 申立書が所定の内容を十分に記 載しているかどうかを書面調査。 記載に不備がある場合には、不足 部分につき別途申立人より徴求。 必要に応じて、申立資格の有無に かかる事実につき関係者にヒア リング。 異議申立が本手続の要件（並行二 重手続の防止・一事不再理、濫用 の防止等含む）に合致しており、 記載内容に相当程度の合理性が 認められる場合には、手続開始の 決定を下し、その旨総裁および申 立人に書面で連絡する。 予備調査は、特段の事情がないか ぎり異議申立受理後、原則として 1ヶ月程度で終了させ、手続開 始・却下の決定が下される。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業の自発的な紛争解決の努力に 影響を与えないよう、企業と住民 との間で誠実な話し合いが行われて いないときに機能すべき。 企業は既に我が国・途上国におい て司法のチェックに晒されている ところ、企業・住民間の紛争が既 に我が国・途上国の諸制度におい て係争中でない場合に限り受け付 けられるべき。 	異議申立の対象となっている環境社 会問題が既に相手国の諸制度で係争 中となっていないこと、を要件とす るよう要望。	<p>審査：申立者の適格要件と申立内容の真偽を審査。 環境社会影響 を受ける（可能性がある）か、 環境社会影響が JBIC のプロジェ クトに関係したものか、 悪意・些細な問題・競争上の利害でない か、など。</p> <p>方法と期限：現地訪問、JBIC 職員からの聞き取り、関係書類の審 査など。20 業務日以内。</p> <p>調査：問題解決に向けた情報収集（オンブズパーソン）</p> <p>決定通知：適格要件と申立内容の妥当性が確認できれば総裁と申 立者に報告。次のプロセスへ。</p> <p>不適格：適格要件や申立内容が不適格とされた場合申立者に文書 で通知。反論を文書で提出可。</p>	
以降のプロ セス	<ul style="list-style-type: none"> 調査及び対話の促進 報告書を総裁に提出（原則として 受理から3ヶ月程度） 投融資担当部署等による意見書を 総裁に提出（原則として受理から 4ヶ月程度） 上記報告書・意見書を踏まえ総裁 より投融資担当部署に対し指示 			<p>本調査（不遵守の調査） 75 業 務日以内（延長可）</p> <p>JBIC と申立者のコメント（15 業 務日以内）</p> <p>最終調査報告書を総裁に提出 （10 業務日以内）</p> <p>不遵守への対応（15 業務日後）</p>	JBIC による問題解決の促進 オンブズパーソンによる調査 調停（関係者の合意が前提） ～いずれも期限なし。定期的報 告のみ～
モニタリン グ・フォロー アップ	総裁の指示に従い、投融資担当部署 が行う。			不遵守への対応をモニタリン グ。	関係者間で合意された行動の 履行をモニタリング。
				申立者からの情報提供や意見を歓迎。追加調査可。年次報告書 等を通じて定期的に報告・公開。モニタリング状況とモニタリ ング調査報告は申立者に送付。	

	本行提示案	日本貿易会の提言 (8月16日)	日本プラント協会、エンジニアリング 振興協会、日本機械輸出組合の提言 (8月28日)	メコンウォッチ、FoE Japan 等 15 団体、11 個人の提言 (8月30日)	
				インスペクションパネル	オンブズパーソン
				十分な対応が取られたとき、パ ネルは関与を終了。総裁に報告。 申立者に通知し意見を求める。 それらを公開。	問題解決の働きかけが効果的で ない、もしくは必要なくなった とき、オンブズパーソンは関与 を終了。総裁と関係者に通知、 公開。
情報公開	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受理の事実については、原則とし て受領後 5 営業日以内に申立人 に対して書面で連絡。 ・ 手続開始決定・却下については、 申立人に対して書面で連絡。 ・ 環境担当審査役の報告書、投融資 担当部署の意見書については、当 事者間の合意に基づきウェブサイ トで公開。 	紛争解決のための対話を促すこと、 および企業秘密の保持のため、情報 公開は全て当事者の合意に基づき行 われるべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申立後の該当案件にかかる情 報公開については、企業秘密保持 の観点から民間事業者の事前同意 を条件とすること。 ・ 事実関係に反する異議申立がなさ れた場合に対応するため、異議申 立の内容を公開し、他のステーク ホルダーに異なる見解の意見を 聞く機会を与えるとともに、不適 切な異議申立により民間事業者へ の損害、被害が生じないよう配慮 いただきたい。 	<p>受付確認通知送付と同時に受け付けた異議申立を公開する。 受理・不受理決定後速やかに公開。不受理の理由と反論も公 開。 初期審査結果の速やかな公開。不適格とした場合は理由を公 開。反論も公開。</p> <p>最終調査報告書は総裁提 出後公開、JBIC と申立者 のコメントも公開。</p>	<p>関連する調査報告、議事 録、働きかけの具体的内容を最 低 2 か月に 1 度公開。</p>
見直し	原則としてガイドラインの見直しに 併せて実施。見直しについては、そ れまでに蓄積された利用者からの意 見・評価に基づき検討を行う。			最低年 1 度関係者とコンサルテーションを開催。ガイドラインの改 訂時期に合わせて見直す。JBIC の投融資部門と審査部門、過去の 申立者の意見を聴取する。	

その他のご意見

(機関の構成)

- ・ インспекションパネル：3人。兼職は妨げないが常勤1人。委員長を毎年互選。
- ・ オンブズパーソン：当初は常勤1人。兼職は妨げない。業務量によって非常勤を若干名増員。
- ・ それぞれに常設の事務局を設置。調査の補助と広報などを担う。
- ・ JBICの頻繁なアクセスを回避する物理的要件。
- ・ 事務局員の1人はJBICの業務に詳しい職員を総裁が任命。他の若干名は公募委員が審査・推薦し総裁が任命。
- ・ パネル委員及びオンブズパーソンは必要に応じて調査員を若干名雇用することができる。委員が選考。当該案件の利害関係者は排除。
- ・ コストを最小限に抑える観点から最小規模のものとする。

(委員の選定・任命)

- ・ 公募。
- ・ JBIC人事担当部門が、JBIC、産業界、学識者、NGOからなる選考委員会を設置し、そこが審査・推薦し、総裁が任命する。最終審査は公開で行う。
- ・ 行内より登用すべき

(委員の任期)

- ・ インспекションパネル：3年。最初は2年、3年、4年。再任1度。
- ・ オンブズパーソン：3年。再任1度。

(解任)

- ・ 健康上・職務上の相当の理由で総裁が解任。他の委員の合意が必要。希望すれば解任される委員は弁明できる。理由と弁明書を公開。

(対象となるガイドラインの範囲)

- ・ 新しい環境社会配慮ガイドラインだけでなく、旧日本輸出入銀行の環境配慮ガイドラインや、旧海外経済協力基金の環境配慮ガイドライン(初版及び第2版を含む)及びガイドライン制定前に同様の役割を果たしていたチェックリストも異議申立の対象とする。

(その他)

- ・ MDBは各国政府金融機関が適用される国内の裁判制度等により拘束されないうえに、国際開発金融の世界で各国金融機関を超える独特の地位と役割をもって借入国の政策運営を左右する立場を確保しており、本制度検討にあたり前例とはなり得ない。

以 上